

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援の充実と保育人材の確保、高齢化が進行するなか、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たすべき役割が拡大している。人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題にも直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られるなか、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保とこれに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

本来、必要な公的サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことにもなりかねない。

このため、平成 30 年度の政府予算と財政予算の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの拡充、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 災害時において住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
4. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
5. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債の過度に依存しないものとし、対象国税 4 税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 19 日

内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	野田聖子殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣（防災）	小此木八郎殿
内閣府特命担当大臣（少子化対策）	松山政司殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	茂木敏充殿

福岡県大野城市議会議長 白石重成